九州地方整備局　入札監視委員会第一部会　審議概要

<table>
<tr><td colspan="3">■開催日及び場所</td><td colspan="2">平成30年6月26日（火）　福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室</td></tr>
<tr><td colspan="3">■委　　員</td><td colspan="2">安藤　圭悟（公認会計士）、岩田　直仁（新聞社　論説委員）
長尾　成美（経済団体専務理事）、森山　大輔（弁護士）、安福　規之（大学院教授）</td></tr>
<tr><td colspan="3">■審議対象期間</td><td colspan="2">平成30年1月1日～平成30年3月31日</td></tr>
<tr><td colspan="3">■抽　出　案　件</td><td>総件数　　9件</td><td rowspan="6">（備考）

・審議対象期間内に契約した工事等の件数を報告した。
・審議対象期間内における指名停止等の状況を報告した。
・審査対象期間内における談合情報を報告した。
・低入札価格調査対象工事の発生状況を報告した。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">抽出案件内訳</td><td rowspan="4">工事</td><td>一般競争（政府調達）</td><td>1件</td></tr>
<tr><td>一般競争（政府調達以外）</td><td>4件</td></tr>
<tr><td>指名競争</td><td>1件</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>0件</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>2件</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の提供及び物品の製造</td><td>1件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">■委員からの意見・質問、
それに対する回答等</td><td>意見・質問</td><td>回　答</td></tr>
<tr><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">■委員会による意見の
具申又は勧告の内容</td><td colspan="2">な　　し</td></tr>
</table>

（別紙）　平成30年度　入札監視委員会（第1回）　No. 1

意見・質問	回　答
【入札契約運用状況の説明】 1．総括表（工事、コンサル、物品、役務） 2．指名停止等の運用状況 3．談合情報関係 4．工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 1～4について、意見、質問等無し。	
【一般競争方式】 （政府調達に関する協定適用対象工事） 1．熊本57号　滝室坂トンネル西新設（一期）工事	
○段階選抜方式ということだが、結果的に参加者が10数社であり、点数にも大差ないのであれば、必ずしも10社に絞り込まなくてもいいのではないか。	○トンネル工事は、30社程度と応札者も多いため受発注者の負担軽減のため段階選抜方式を導入している。 昨年度は試行的に10社選抜としていたが、ご指摘のとおり、絞りすぎではないかという議論もあって、今年度から九州地整では10社に加えて10社を超えた分の半数だけ選抜している。例えば、30社応募があれば、20社選抜するということを試行的に行っている。 選抜数については、来年度以降も、受発注者双方の労力の削減と競争性を両立させるために試行錯誤をしながら考えていく所存である。
○参加可能業者数が30数社あったのに、今回15社しか参加しなかったのは、技術的に難しいというような理由があるのか。	○今回のトンネルは、地質面や延長も長いということもあって、技術的にやや難しい面もあったと考える。また、熊本震災復興等で工事発注が重なったことも原因の一つと考えられる。
○審議案件1について了承。	
【一般競争方式】 （政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事） ２．東九州道（志布志～鹿屋）第１工区改良外工事	
○ほとんどの社が調査基準価格を下回って入札し無効となっているが、原因として考えられることはあるか。	○調査基準価格は予定価格の90％程度であるが、無効となった業者全社について89％以上で入札しており、1％以下の差であったことから、どの社も受注意欲が高く、ぎりぎりでの落札を意図したのかと考えている。
○予定価格と調査基準価格の幅はルールで決められているのか。案件毎に違いがあるのか。	○工事費に対して直接工事費の何％、間接工事費の何％という率が決められており、工種によるに違いはない。
○審議案件2について了承。	

意見・質問	回　答
【一般競争方式】 （政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事以外） 3. 熊本325号阿蘇大橋取付部上部工（A1～P3）工事 4. 筑後川江見手水門扉体更新工事 5. 平成30年度牛津川上流堤防等維持工事	
5. について ○50社程度の参加可能者がありながら1社しか入札していないということは、業者にとって魅力的な仕事ではないという気がするが、こういった場合、競争性を担保するためにダウンロードした者に呼びかけるとか、そういったことが行われないのか。	○当該案件については、昨年までは3社から4社の参加者がいたのですが　今年度1社という結果だったので、来年度以降は参加資格要件を見直すとかそういったことを検討していきたいと考えている。
3. ～5. について ○全般的に、調査基準価格を下回って無効になって落札できなかった者が多い。5の案件のように1％程度の違いで無効となったものもあるが、そういった者が能力的にも問題ないのであれば、落札することによって価格的にも有利であり、発注者側、税金を使う側からすればむしろ悪いことでもないと考える。 　自治体等では最低価格を事前に公表するというやり方もあるようだが、九州地方整備局で発注する案件で予定価格や調査基準価格を予め提示するというようなことはないのか。	○適正な価格、適正な能力を持った者に施工してもらうという考えのもと総合評価落札方式を導入しているところであり、品質を最低限確保するために調査基準価格を設けている。 　仮に調査基準価格を公表した場合、調査基準価格と同額で複数社が入札し、結果的にくじ引きで落札者が決まるということも起こりうる。 　そういった問題点や、会計法上の制限もあり、国交省としては、現時点で、事前に予定価格や調査基準価格を公表するということは考えていない。
○施工能力の評価が高いにもかかわらず無効になった者も見られる。価格と技術力を評価するといったことについて、入札制度としてどうバランスをとるのか非常に難しいという感想をもっている。	
○審議案件3～5について了承。	
【工事希望型競争等】 6. 資料倉庫解体その他工事	
○入札調書をみると、相当数の会社が辞退しているが、理由がわかれば教えてもらいたい。	○熊本については、災害復旧工事の需要で手持ち工事が多く、特に建築関係、さらに解体については、被災家屋等もあり、県発注工事も含めて非常に逼迫していると聞いている。 　発注に際しては、出来るだけ門戸を広くし、建築のC及びDランク業者のほぼ全てを指名したが、結果的に辞退者が多くなった。
○このところの社会情勢を考えるとまだそういう状況が続くと考えた方がいいか。	○公費解体の方はかなり進捗しており、今後はかなり改善されてくると思う。

意見・質問	回　答
○予定価格に対して入札価格に相当ばらつきがあるが考えられる原因は。	○本案件は歩掛かりがない工種であり、見積もりで積算している。提出された見積りを平均して予定価格を算出しているが、参考見積りについても価格に開きがあり、入札価格も同様な結果になったと思われる。
○審議案件6について了承。	
【随意契約】 なし	
【建設コンサルタント業務】	
7. 平成30年度耶馬渓ダム水文観測外業務	
8. 下筌ダム耐震性能照査検討業務	
7. について ○毎年同様の業務を発注されているようだが、入札参加者や落札者は毎年異なるのか。	○入札参加は、今年は4社、昨年が5社、一昨年が2社という状況で、結果として過去5年間は同一者が落札している。
○審議案件7～8について了承。	
【役務及び物品】 9. 延岡管内ラジオ再放送設備改造	
○本件の受注者がもともとこの設備を作っているのか。 実質的にはこの者しかこの業務の履行はできないのではないか。	○設備の制作は別の業者だが、今回の受注者は代理店である。
○競争参加者1社から見積もりを徴収して予定価格を設定しているから、結果として落札率が100％になっているということか。	○はい。
○一般競争といいながら、実質的には一般競争になっていないのではないか。	○この案件に限らず、設備機器等の改造等で、事実上は製造したところがメンテするのが妥当と考えられるような場合にあっても、一般競争により競争性、透明性を確保することを方針としてきたところである。 ご指摘のとおり、事実上他社では履行出来ないようなケースについては随意契約とするようなことも考えられるので、価格の適正性という点も踏まえ、検討していきたい。
○審議案件9について了承。 以上	